

## 三豊市若者定住促進・地域経済活性化事業 Q&A

本補助金のご利用にあたり、ご質問が多い事項について、回答を掲載しておりますのでご確認ください。

### Q1 どのような住宅が対象になりますか。

A 下記の要件を全て満たす住宅が対象となります。

1. 居住することを目的としたもので、「玄関」「居室」「便所」「台所」を備えた独立性のある建物であること
2. 平成 23 年 4 月 1 日以降に、市内に新築又は購入された建物であること
3. 保存登記が完了した日から 3 ヶ月以内である建物（土地）であること
4. 市内業者が建設、販売、仲介した建物（土地）であること

※対価を伴わずに住宅を取得、公共工事等の移転補償により住宅取得した場合は対象となりません。

### Q2 どのような人が申請できますか。

A 申請日において、下記の要件を全て満たす方が申請できます。

1. 対象となる建物の所有者（登記事項証明書に氏名が記載される方）（所有予定含む）
2. 40 歳未満の方
3. 保存登記完了後、実績報告を行う時点で、申請住宅の住所で住民登録されている方
4. 補助金の交付を受けた日から申請住宅に 5 年以上定住される方
5. 本市の市税を滞納していない方
6. 同一の住宅で「三豊市空き家バンクリフォーム・地域経済活性化事業補助金」を受けていない方（受ける予定も含まれます）

### Q3 補助対象事業費、補助金の額はいくらになりますか。

A 補助対象事業費は申請者が支払う住宅取得経費です。

- ・共有名義住宅の場合、申請者と申請者の配偶者が支払った経費は対象となりますが、配偶者の方も申請住宅の住所に住民登録され、5 年以上定住すること、及び本市の市税を滞納していないことが条件となります。なお、配偶者以外の共有者が支払った経費は対象となりません。

補助金の額は

- ・補助対象事業費が 1,500 万円以上の場合は、一律 100 万円です。
- ・補助対象事業費が 1,500 万円未満の場合は、（補助対象事業費）×1/20 の補助額となります。（1 万円未満は切り捨てになります）

※補助対象住宅が、国・県・市の補助金を受けている場合は、その補助金額を補助対象事業費から控除して算定します。

※店舗併用住宅等の場合、算定方法は変わります。（Q4 参照）

### Q4 店舗併用住宅の補助対象事業費はどう計算されますか。

A 住宅取得経費を、居住部分の面積で按分した額が補助対象事業費となります。

### Q5 土地の購入費は対象になりますか。

A 平成 23 年 4 月 1 日以降に購入された土地で、保存登記から 3 か月以内の取得費に限ります。

### Q6 「市内業者」とは、どのような業者ですか。

A 補助金の申請時において、次の要件を満たす業者です。

1. 申請日までに、三豊市税務課に「法人異動届」を提出していること。
2. 申請日の時点で、法人市民税または住民税、固定資産税、軽自動車税に滞納がないこと。

**Q7 申請にはどのような書類が必要ですか。**

**A ■若者定住促進・地域経済活性化事業補助金交付申請書**

**■所有者の完納証明書（原本：申請日の1ヶ月以内に発行されたもの）**

- ・本庁税務課または各支所の窓口で完納証明書（市税に滞納のないことがわかる納税証明書）の交付申請をしてください。
- ・共有名義で、補助対象事業費に申請者の配偶者が支払った住宅取得経費が含まれる場合、配偶者の完納証明書も必要です。共有名義で配偶者以外の方は必要ありません。

**■市内業者の完納証明書（原本：申請日の1ヶ月以内に発行されたもの）**

- ・補助対象住宅を建築、販売または仲介する市内業者の完納証明書（市税に滞納のないことがわかる納税証明書）が必要となります。市内業者に本庁税務課または各支所の窓口で交付をうけるようお伝えください。

**■補助対象事業費が確認できる書類（写し）**

- ・住宅取得に関する契約書・見積書等、取得金額がわかるものです。

**■補助対象住宅の平面図（写し）**

- ・間取り図をご提出ください。

**■債権者登録申出書**

- ・補助金を入金する口座を登録するための書類です。記入、押印のうえご提出ください。（住所変更する場合は、現住所と新住所の2枚必要になります。）

**Q8 申請の添付書類が用意できないのですが、申込み予約はできますか。**

A 添付書類が揃っていないと受付できませんので、申込み予約はできません。

**Q9 実績報告にはどのような書類が必要ですか。**

**A ■若者定住促進・地域経済活性化事業補助金実績報告書**

**■所有者の住民票の写し（原本）**

- ・本庁市民課または各支所の窓口で住民票の写しの交付申請をしてください。
- ・世帯全員（続柄入り）が記載されているもの

**■所有者が記載されている補助対象住宅の登記事項証明書（原本）**

- ・法務局で交付される全部事項証明書（所有権に関する事項が登録されているもの）
- ・土地と建物が補助対象事業費に算定されている場合は、それぞれの証明書が必要です。

**■補助対象事業費の支払いが確認できる書類（写し）**

- ・補助対象事業費を支払った領収書等、最終の支払額がわかるもの。

**■上記の最終の補助対象事業費がわかるもの**

- ・最終の請求書等、最終の事業費や請求額がわかるもの。

**■補助対象住宅の現況写真**

- ・外観のわかるものを1枚ご提出ください。

**■若者定住促進・地域経済活性化事業補助金交付請求書**

- ・記入例を参考に記入、押印のうえご提出ください。

**■債権者登録申出書**

- ・新住所での提出がまだの場合

**Q10 実績報告はいつ行えばよいですか。**

A 住宅の保存登記完了後3ヶ月以内で、申請した年度末までに添付書類をそろえてご提出ください。

**Q11 工事中に、工事内容に変更があった場合、再度の申請は必要ですか。**

**A** 交付決定後に工事内容等の変更により、補助金額が変動となる場合は変更申請が必要です。

※変更申請内容により補助金額も増減します。

※実績報告時に工事費減等により住宅取得価格が申請時と減少すれば、補助金額も減少します。

**Q12 手続は、どこでできますか。**

**A** 三豊市役所本庁2階の地域戦略課が担当窓口です。

詳しくは地域戦略課までお問合せください。

三豊市政策部・地域戦略課 (電話)0875-73-3011 (メール)chiiki@city.mitoyo.lg.jp